



地方分権改革における 地方公共団体からの提案

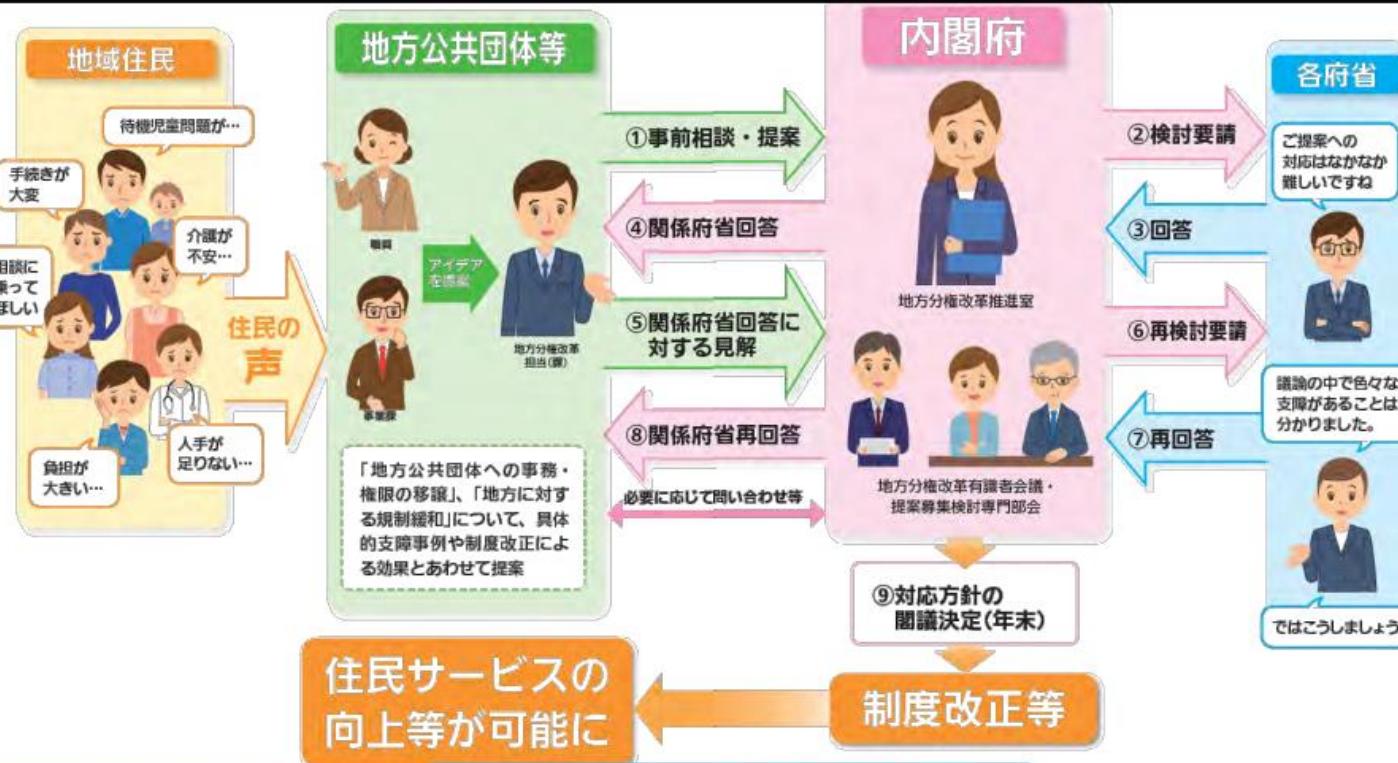
2026年1月30日

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室



提案募集方式による地方分権改革の概要

提案募集方式による改革の仕組み



提案募集方式の主体

- ①都道府県及び市町村(特別区を含む。)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする任意組織

提案検討のための「三つの後押し」

- ①事前相談～提案内容補強の後押し～
→自治体から出向の調査員が提案実現のために必要な論点等を丁寧に助言。
- ②共同提案～仲間づくりの後押し～
→自分で思いつかなくても、他の自治体の提案に相乗り可。提案の説得力を充実。
- ③内閣府及び専門部会による各府省ヒアリング～提案実現の後押し～
→重点事項は、内閣府及び提案募集検討専門部会が各府省と法的な観点から議論

地方公共団体が求める措置の具体的な内容

大気汚染状況の常時監視を行う測定局数を削減できるよう、算定に係る基準の見直しを求める。

【具体的な支障事例】

- 大気汚染状況の常時監視に当たり、可住地面積基準により測定局を 11 局設置している。近年、光化学オキシダントを除く測定項目で大気環境基準をほぼ 100 %達成するなど、大気汚染の状況は大幅に改善されているにもかかわらず、当該可住地面積基準は、昭和 46 年に通知された硫黄酸化物測定局の標準配置基準を準用したものであり、現状を反映したものとは到底言い難い。
- また、当市においては、光化学オキシダントを除く全ての項目で、各測定局間の年平均値の差が 5 ppb未満となっており、昭和 61 年に示された一般環境測定局の配置基準を満たさなくなるほど、いずれの測定地でも大気汚染状況は改善されている。
- さらに、現在は、AI や大気拡散モデル計算等の技術発展により、より精度の高い大気汚染状況の予測ができるようになっていることも踏まえる必要があると考える。したがって、当市においては、11 局も測定局を設置する必要はないと考えられるが、測定局設置の算定基準が見直されていないことから測定局数を削減することができず、更新や維持管理に係る費用が多大な負担となっている。
- 大気汚染状況が改善されているのは全国的にも同様と考えられるため、測定局設置の算定基準を見直し、監視体制の合理化を図るべきと考える。

【制度改正による効果】

- 測定局数の算定に係る基準を見直すことにより、測定局の適正配置に関する裁量の幅が増加する。加えて、測定局の削減により捻出した費用を局舎の修繕等のほか、環境省が推奨しているデータ通信等のデジタル化やデジタル記録計導入によるペーパーレス化等のDX化に充てることができる。

※「令和 6 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項」より抜粋

閣議決定事項（令和6年12月24日）

（3）大気汚染防止法（昭43法97）

（i）大気の汚染の状況の常時監視（22条1項）に関する事務の処理基準については、長期的な大気汚染の改善状況、人口動態等を踏まえつつ、人口基準及び可住地面積基準を含めた測定局数の算定方法の在り方について抜本的な見直しも視野に入れて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（以下「事務処理基準」という。）により、以下の算定方法から都道府県における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準が定められる。都道府県は事務処理基準に従い、大気常時監視測定局を設置。（全国で約1,800局）

事務処理基準における「望ましい測定局数」

- 「望ましい測定局数」 = ア 全国的大視点から必要な測定局数 + イ 地域的大視点から必要な測定局数
- ア 全国的大視点から必要な測定局数の算定
 - ① 人口及び可住地面積による算定（人口75,000人 or 可住地面積25km²当たり 1 つの測定局）
 - ② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整（濃度レベルを高、中、低に区分し、①に調整係数 1/1、1/2、1/3 をかける）
 - ③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整（測定項目により①②に調整係数 4/3、2/3、1/2、1/4 をかける）
- イ 地域的大視点から必要な測定局数の算定
 - ① 自然的状況の勘案、② 社会的状況の勘案、③ これまでの経緯の勘案

平成17年当時の測定局数の考え方

平成17年6月大気環境モニタリングの在り方について-報告書-

ア ①人口及び可住地面積による算定

大気環境モニタリングの主要な目的は大気汚染物質の人への暴露状況の把握であることに鑑み、国民が居住している地域の大気の状況を等しく知り得ることを担保する観点から、人口当たりの測定局数（人口基準）を原則とすることが妥当である。ただし、人口過密な大都市部では人口基準を一律に当てはめるのは合理的ではないため、可住地面積（可住地面積とは、総面積から林野面積と湖沼面積を差し引いたもの。）当たりの測定局数（可住地面積基準）を適用することも可能とする。

具体的には、以下の人口基準又は可住地面積基準で算定された都道府県ごとの測定局数のうち、少ない方を基本的な測定局数とする。

○人口基準：人口 75,000 人当たり 1 局とする。

（理由）代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、SPM の測定局数がほぼ最高に達した時点での測定局数は概ね 1,700～1,800 である。今後大気環境が悪化する等の事態が生じた場合、これまでの最高のモニタリング水準を概ね確保することを担保するためには、全国で1,700 局程度は必要と考えられる。人口 75,000 人当たり 1 局の場合、全国でみれば約 1,700 局となる。

○可住地面積基準：25km² 当たり 1 局とする。

（理由）「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」（昭和 46 年 8 月 25 日付け環境庁大気保全局長通知）で定められているいおう酸化物測定局の標準配置基準を準用するのが適切である。

平成17年6月大気環境モニタリングの在り方について-報告書-

ア ②濃度レベルに対応した測定局数の調整

大気環境モニタリングにおいては、従来から、汚染の著しい地域にあっては、より高密度に測定局が配置されてきた。このような考え方を踏襲し、都道府県ごとの環境濃度の現状に応じて、測定局数を変化させることが適当である。

都道府県別の環境濃度の評価に当たっては、当該都道府県の測定局のうち最高値を記録した測定局に着目し、その値で、以下の区分で「高」「中」「低」の3つに分類することとする。

「高」に分類された都道府県にあっては、①で算定された測定局数、「中」の場合は概ねその1/2、「低」の場合は概ねその1/3の測定局数とする。

- 「高」：環境基準等を未達成又は達成しているが基準値の7割を超える。
- 「中」：環境基準等を達成しているが基準値の3割を超える。
- 「低」：環境基準等を達成し、かつ基準値の3割以下。

なお、環境濃度は、大気汚染物質の排出量のほか、拡散する条件（気象、地形等）等の一般に人為的に制御不可能な要因によって変動することも多い。例えば、気温や風等の気象条件が変化すると大気の混合層高度が変化し、大気中の濃度が数割程度変化することもあり得る。これらのこと考慮し、環境基準値等の3割程度の幅を持たせて、濃度区分を設定したものである。

また、濃度の評価は、年ごとの変動を考慮し、都道府県単位に過去3年程度の「最高濃度」測定局の測定結果で行うことが適当である。「最高濃度」とは、環境基準等の評価指標で最高値を示した測定局の当該最高値とする。

平成17年6月大気環境モニタリングの在り方について-報告書-

ア ③測定項目の特性に応じた測定局数の調整

3-2(3)で述べたように、大気環境モニタリングの対象項目は、項目ごとに人への影響の特性が異なっており、また、発生源の特徴にも差異があることから、以下により、測定項目ごとの特性を勘案して測定局数の調整を行う。

- 二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント及び SPM は①及び②で求めた測定局数を原則とする。
- ただし、自動車 NO_x・PM 法で定める地域の都府県は、NO_x、PM について重点的な対応が求められていることから、この都府県にあっては二酸化窒素及び SPM は①及び②で求めた測定局数の概ね 4/3 とする。
- 光化学オキシダントは二次生成による広域現象であり、一次汚染に比して濃度変動は小さいので、高密度に測定局を配置する必要が相対的に低いことから、注意報が発令されていない地域は、①及び②で求めた測定局数の概ね 2/3 とする。
- 一酸化炭素は移動発生源による汚染が中心であること、NMHC は間接的な汚染物質であることから、①及び②で求めた測定局数の概ね 1/2 とする。

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき令和3年度に検討した結果、大気環境中の濃度が環境基準値より大幅に低減している状況から、一酸化炭素の測定局数の調整は1/4とした

平成17年6月大気環境モニタリングの在り方について-報告書-

イ 地域的視点からの測定局数の算定

3-3の「全国的視点からの測定局数の算定」で求められた測定局数は、人口、面積等の全国共通の指標をもとに必要な測定局数を全国一律に機械的に算定したものであり、大気環境モニタリングに大きな影響を与える地域固有の事情を考慮したものではない。例えば、自動車沿道や交通量が過密な地域のように局所的に極めて高濃度を生じる地点での二酸化窒素やSPMのモニタリングは、人口等の全国一律の指標に基づき算定された測定局数の中では明らかに対応できない。このため、地域に応じた個別の検討が不可欠となる。

従って、都道府県ごとの望ましい測定局数（モニタリング水準）を決定するに当たっては、3-3で算定された測定局数を基礎とするとともに、以下に示す事項等の地域固有の状況や社会的な有用性、過去の経緯に係る状況を勘案し、これら固有の事情で必要となる測定局数を明らかにした上で、両者を合わせた数とすることが不可欠である。

（1）自然的状況

地形的な状況や気象的な状況等の地域固有の自然的状況を勘案し、これらの状況に対応するために必要となる測定局数を明らかにする必要がある。（後略）

（2）社会的状況

大気汚染発生源の態様や、住民のニーズ、規制や計画の履行状況のチェック、今後の開発の予定、各種調査研究への活用等の社会的状況を勘案し、これらの状況に対応するために必要となる測定局数を明らかにする必要がある。（後略）

（3）経緯に係る状況

上記の地域固有の自然的、社会的状況により測定局の追加が必要となる場合に加え、既存の測定局が配置された経緯についても考慮が必要である。（後略）